

2020年06月22日

性犯罪に関する刑事法検討会ヒアリング配布資料

男性の性暴力被害について

宮崎浩一

(臨床心理士・公認心理師)

立命館大学大学院 人間科学研究科 人間科学専攻 博士後期課程

西岡真由美

(臨床心理士・公認心理師・看護師・保健師)

京都大学大学院 教育学研究科 教育学環専攻 臨床心理学講座 博士後期課程

(アルファベット順・共同作成)

はじめに

2017年の刑法の改正は男性の性暴力被害者にとっても大きな変化でした。特に旧強姦罪では被害者となり得なかった男性被害者が強姦性交等罪で保護されるようになったのは大きな前進でした。

しかし、男性の性暴力被害に対する社会的な認知の低さや偏見、それに伴う諸機関の理解不足などによって被害を申告しにくい状況が続いています。また、現行法には被害者にとって様々な問題が残されています。例えば、強姦性交等罪の暴行・脅迫要件、地位関係による性暴力被害、性交同意年齢などをあげることができます。

本配布資料では男性の性暴力被害者を理解するための参考資料として、また、性暴力に関わる刑法の議論に役立てていただくため、男性被害者を中心に作成しています。

1. 男性の性暴力被害の概要

男性の性暴力被害は社会的認知が乏しく偏見が強くあり、また支援も乏しい状況にある。刑法の改正によって、男性も旧強姦罪にあたる強制性交等罪で被害者として認められるようになった。これに伴って様々な機関や調査でも男性が挿入される、また、挿入を強要されうる性暴力被害者であるとして修正を始めているが、まだ十分ではない。

男性は加害者だという強固な偏見があることが社会的な偏見に繋がり、被害当事者の沈黙や困難さにもつながっている。

また社会には「レイプ 神話」という事実とは異なる偏見が男女の被害者に対して存在している。男性のレイプ 神話には以下のようなものが指摘されている。

1. 男性が性被害に遭うはずがない。
2. 性的な被害に遭う男性はゲイ（同性愛者）である。
3. 女性が性的な加害行為をするはずがない
4. 性的な被害を受けることでその男性はその後ゲイになる
5. 性的虐待を受けた男児はその後、自らも性的虐待を行う男性に成長する
6. 性的な被害を受ける男性は、男らしさに問題がある
7. もし暴力行為が伴わなければ、男性は性的被害に遭いそうになっても抵抗できるはずである
8. 性的被害に遭いそうになっても抵抗しない男性は、その行為を望んでいる
9. 被害を受けた時に勃起・射精などの性的反応が起こったら、彼もその性的行為に同意していたといえる

（岩崎，2009；Struckman-Johnson，1992；Turchik & Edwards，2012 で挙げられているものより作成）

これらは、全て偏見であり、間違いだが、これと同様な見方はまだ社会に持たれていると思われる。

1-1 男性被害者の数

日本で調査されている男性の性暴力被害を概観すると、確かに女性に比べて男性の被害は少ないようだが、これらの量的な調査から明らかなことは、男性が性暴力被害を受けておりそれが無視できない数あるという点である（表1参照）。

日本では大規模な調査が行われていないため、確実なことは言えないがこれらの調査からは、一般男性の0.4%～1.5%がレイプ相当の被害を受けているようである。また、何ら

かの性的な被害体験は20～30%ほどで、男性が性暴力被害を受けることが少なくないことがわかる。

比較的調査対象の数が多いイギリスとアメリカの調査をみると、イギリスではHome Office Research Study 276によれば、男性の1.5%が人生のある時点で深刻な性的暴行を受け、0.9%がレイプされたと報告されている。また、アメリカでは、Black et al. (2011)の報告によると、男性の1.4%がレイプ被害の経験がある。

しかし、質問項目がそれぞれの調査で一貫しておらず、男性の性暴力被害の実態を正しく反映していない可能性があることに注意する必要がある。さらに、レイプや性暴力の定義の仕方によっては、その間に3倍もの違いがあることも報告されている(Marsil & McNamara, 2016)。したがって、これらの調査から明らかになっている数値以上に男性の性暴力被害者がいる可能性が高いと思われる。

1-2 男性の性暴力被害者が置かれている社会状況

男性の性暴力被害は偏見を持たれやすい被害である。この背景には、「男らしさ」・「女らしさ」といった、性別によって期待される振る舞いや、異性愛の性行為関係が前提とされていることをあげることができる。これらによって、レイプ神話は作られており、それに当てはまらない出来事の矮小化や、否認（レイプ神話的理解を変えられない社会が被害事実自体を認めないこと）が生じる。このことを事実と偏見的な理解に分けて表にまとめた（表2参照）。

性行為では、男性が性的に能動的であるという「男らしさ」を前提にした見方によって、身体反応や、挿入－被挿入の関係が理解されている。実際には、身体反応は反射的に起こるものであるが、挿入の主体となる能動性につながることによって「本当は望んでいたのでは」という誤解を生じさせ、挿入を強要される被害を理解させがたくしている。

加害者の属性では、性指向や性欲が動因になっているという偏見から、加害者は男性で同性愛だろうという見方によって、女性の加害は認識されがたく、強い加害者と弱い被害者という構図の中で見られてしまっている。

被害者の属性では、性指向の問題として見ることや、また例えば筋骨隆々な人であれば力で抵抗したのかどうか、またその抵抗が及ばないほど加害者の力が強かったのかといった、「男らしさ」に関わる期待された振る舞いをしているかどうかによって、その被害の認識のしやすさを決めている。偏見的な理解が一般的なため、それに当てはまらない被害事実を認識し難い状況にある。男性の性暴力被害が明らかになっても、その被害を加害者が「冗談のつもりだったんだ」などと問題を矮小化することや、周囲から「そんなこと起こる訳がない」などの否認が起きる。またこのような認識のされ方は、被害者に罪悪感や恥辱感を感じさせ、一層孤立し被害を訴えにくくしている。

事実としては多様な被害があるにもかかわらず、ある特定の被害者像に当てはめて男性の被害者を見ることで、男性の被害を社会的に認めにくく、またその結果として、偏見的理解に沿っていけば結局、偏見を被り、一方で偏見的理解に一致しない人は被害を認められにくくなっており、被害を申告し難くなっている状況にあるといえる。

1-3 被害状況等

宮崎 (2019) によれば、いわゆる性的いじめと言われる、同年齢の者からの加害が10代には多く、性的いじめ以外では被害者と加害者には年齢差が見られた。加害者の人数は1人が約8割、加害者の性別は女性が約2割だった。また、被害中に怪我をしたと回答したのは約2割であった。加害者が「見知らぬ人」であると答えたのは約2割で、多くは加害行為を受けるまでに加害者を知っていた。

挿入を伴う性暴力被害には、被害者男性が肛門や口腔に加害者の陰茎を挿入させられる被害、その逆に被害者男性が肛門や口腔、また膣へ陰茎を挿入することを強要される被害がある。さらに日本の現行法では強制性交等とは認められていないが、陰茎以外の身体の一部（舌や指など）また、物を使った被害も存在している。Walker (2004) では、レイプ被害にあった男性を対象に調査し、15%に物を挿入される被害があり、加害者の肛門や口腔への挿入を強要される被害が42%あったと報告している。日本においても、男性で男性と性交する者 (Men who have sex with men) を対象に行った Hidaka et al. (2014) は、膣、口腔、肛門性交を強要された被害は約9%と報告している。

勃起や射精を強要する加害行為もある。勃起や射精は刺激に対する反射的な身体反応であり意志でコントロールすることができないため、それに乗じて加害者は挿入を強要させることができる。また、射精の強要によって意志と反した「快」を生じさせるため、加害者にとっては強い征服感やコントロール感をもたらす、被害者にとっては恥辱感、罪悪感、被支配感などを生じさせることがある。

1-4 被害後の影響

男性だから性暴力被害に対して女性よりも影響がないということはない。Smith et al. (2011) によれば、性暴力被害は男女共に高コレステロール、脳卒中、心臓病などの健康状態、およびヒト免疫不全ウイルスの危険因子、喫煙、過度の飲酒などの危険行動に関連していた。

男性の性暴力被害者には鬱症状 (Mezey & King, 1989; Walker et al., 2005)、自己肯定感の欠如 (Myers, 1989; Walker et al., 2005)、PTSD (Coxell & King, 1996; Myers, 1989; Walker et al., 2005)、性機能障害、男性性の混乱や性指向の混乱 (Coxell & King, 1996; Walker et al., 2005) が生じることがわかっている。男女差を比べられるほど調査

が多くされていないとの留保はあるが、成人期の性暴力被害による PTSD 有病率には男女に差がない (Foa et al., 2006) としている。一方でレイプによる PTSD の発症には男性の方が多 (Kessler et al., 1995) という報告もある。大学生男子を対象にした調査では、性機能、性欲、物質使用、性的なリスク行為を尋ねており、被害経験と、問題飲酒、薬物使用、たばこ使用、性的リスク、性機能障害、危険な性行為、衝動的な性行動等に相関しているという報告がある (Turchik, 2012)。

長期的な影響として、不安、鬱、怒りや脆弱性が増加した感覚、自己像の喪失、他人との感情的距離、自傷行為、自己非難などが起きる場合がある (Walker et al., 2005)。また、被害後数年経って鬱症状や自殺企図などが見られることもある (Mezey & King, 1989)。また、男性が被害中に抵抗できない状態になることも分かっている (Coxell & King, 2010)。

このように様々な影響が明らかとなっており、男性にとっても性暴力は重篤なトラウマとなる。男性の性暴力被害者への対応や処置については調査や報告が少ないため定説が形成されていない。そのため、男性の抱える困難やそのニーズに気づくことが必要である (Mezey & King, 2000)。

男性セクシュアリティや社会の偏見が関わっていることに、被害の認知それ自体が困難であることを挙げるができる。「男性が被害を受けるわけがない」といった社会の偏見を背景に男性の被害はほとんど知られておらず、男性の性暴力被害について正しく理解するための情報が非常に少ない。そのため、被害者自身にとっても不快で同意のない性的な侵害体験を「性暴力被害」として認識し難く、援助を求めたり (援助要請)、被害を開示することに長期間かかりうる。

男性が援助要請を行うことが女性に比べて少ないという一般的な傾向に加えて、男性被害者にとって特有の困難さが支援へのアクセスにあり (Mezey & King, 2000)、その障害となっているものに、男性性規範 (Walker et al., 2005)、アイデンティティの問題やホモフォビア (同性愛嫌悪) (Mezey & King, 1989) が挙げられている。また、男性の性暴力被害者は女性に比べて被害を報告していない (Tewksbury, 2007) と推測されている。日本においても、宮崎 (2019) の調査ではおよそ半数は被害を誰にも打ち明けておらず、また、被害を開示した人の内 60% は 5 年以上かかっており、30 年かかる人もいた。

特徴的な被害後の影響として男性性や性的なアイデンティティの混乱が起きる可能性がある。これは自分が男であることに疑いを向けたり、自分自身の性指向が変わってしまうのではないかという不安を表しているものである。例えば、Groth (1979) は、加害者から射精させられる被害が頻繁にあることを示し、被害者はそのことによって自身のセクシュアリティを疑う可能性をあげている。加害行為を男性が受けると、セクシュアリティや性行動に影響があると報告されており、この影響はジェンダー化された存在としての自己のセクシュアリティをどのように捉えるかという点や、性的なアイデンティティをどのように構成し維持するかという点について関連していると示唆されている (Tewksbury,

2007)。また、Walker et al. (2005) では、一部の男性被害者は被害体験中の自身の性的反応について混乱や嫌悪を表現していると述べており、異性愛男性が「もし本当に自分が受けていた性的暴行がそれほど不道德なものなら、なぜ僕は射精したのか？長い間、それを楽しんでいたに違いないって思っていて、だから、同性愛の傾向があるに違いないって思っていた。すごく長い間混乱していたんだ。」と語ったことを例示している。

Khan(2008)でも同様に性に関する混乱は男性のレイプ被害後に珍しいことではないと述べ、「自分は被害のせいでバイセクシュアルなんじゃないかと思った。」「混乱しているように感じる。多分、自分はその事があったからバイセクシュアルなんじゃないかって思う。今でもすごく女性に惹かれるけれど。」という被害者の語りを例示している。日本においても中嶋・宮城(1999)のインタビュー調査で「女の子が好きな普通の男だったのに。あのことで自分は変わってしまった。自分からホモになりたくてなったんじゃない」という男性被害者の葛藤が記されている。

量的な調査でも40名の男性の内、23名が性的アイデンティティの混乱などを報告しており(Davies et al., 2010)、また、ジェンダーの感覚を測る心理尺度では、因果関係は明らかではないが、日本の男性被害者は一般男性に比べてジェンダーアイデンティティが低いという結果がえられている(宮崎, 2019)。

加害者は男性被害者に対して、強制的に射精をさせる加害を行うことがある。勃起や射精は、刺激に対する反射であって恐怖や怒りなどを感じているときにも起こり得ることは実証されているが、このことによって恥や罪悪感なども生じることがある。また、男性身体の特徴はこうした身体反応が加害者にとっても視覚的に明らかであり、被害者個人の葛藤のみならず、加害者との間にも状況の評価に対して葛藤が起きる可能性がある。

レイプ神話が存在する社会において、男性が性暴力被害を開示することや、訴え出ることにはリスクが伴う。それは「男らしさ」などの男性性規範や性指向などに偏見を向けられ、問題を矮小化されたり、被害事実そのものを認められなかったりするからである。被害者自身の性的混乱であったり、被害体験を被害であると認識することの困難は、他者に言語化して伝えることを一層難しくさせており、被害開示や訴え出ることには長期間かかることは珍しくない。

2. 男性の性暴力被害の実際 (報道されたもの)

➤ 2019年6～12月、兵庫県の県立高校で、40代男性教諭が、部活動の指導や引率中、男子生徒3人の下半身を触ったり「キスするぞ」と言ったりした。教諭は調査に「冗談のつもりだった」と釈明したが、県教委はわいせつ行為として免職処分を下した。(毎日新聞 2020年1月30日)

➤ 大阪市の市立小学校で、男性教諭が、教え子だった男児 11 人の下半身を触り、その様子を撮影したとして、強制わいせつや児童買春・ポルノ禁止法違反などの罪に問われた。男性教諭に大阪地裁は 25 日、懲役 10 年（求刑懲役 11 年）の判決を言い渡した。認定されたわいせつ行為は約 50 件に上った。（産経新聞 2019 年 6 月 25 日）

➤ 16 歳の少年が、新宿のロックカフェにいたところ、見ず知らずの中年の男に声をかけられ、言葉巧みに自宅マンションへと連れていかれた。酒を飲まされ、寝ているところを背後から襲われた。事件から三十数年経つが（事件は 1970 年代）、その男性は男のひげが後頭部に当たるチクチクした感触を覚えている。「びっくりして、気持ち悪くて。でも、体が固まってしまって、動かなかった。」フラッシュバックや悪夢に襲われ、自分の体が嫌でたまらなくなったという。誰にも相談できず、「特異な体験をした」と思い込むことで生き延びた。（AERAdot. より

<https://dot.asahi.com/aera/2017032100088.html?page=2>)

➤ 2018 年 11 月、群馬県内のコンビニで、客の男性が、男性店員（当時 20 歳）に充電を頼んだスマートフォンが故障したと因縁をつけ脅迫。店内のトイレに男性店員を連れ込み、約 1 時間にわたり無理やりわいせつな行為をした。前橋地裁は懲役 2 年 4 か月執行猶予 5 年（求刑懲役 3 年）を言い渡した。裁判長は判決で、「客と店員という立場を踏まえると、程度が軽いとは言えない」とした一方、男性と示談が成立していることなどを考慮し、執行猶予付き判決とした。（朝日新聞 2019 年 9 月 19 日）

➤ 2019 年 11 月、民家に侵入し、就寝中の男性にわいせつな行為をしたなどとして、兵庫県警西宮署は弁護士の男性を準強制わいせつと同未遂などの疑いで、逮捕・送検したと発表した。容疑を認めているという。容疑者は、同月 10 日午前 0 時半ごろから同 6 時の間に、西宮市内の民家に侵入し、寝ていた 30 代男性にわいせつな行為をした後、別の部屋で寝ていた同居人の 20 代男性にわいせつな行為をしようとした疑いがある。男性 2 人は同日朝になって下着が破れるなどの着衣の乱れから被害に気付き、110 番通報した。（朝日新聞 2019 年 11 月 24 日）

3. 男性の性暴力被害の実態から鑑みた現行刑法の問題点と提言

3-1 暴行脅迫要件の撤廃と不同意性交罪の創設

➤ 現行法

刑法第 176 条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下 の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

刑法第 177 条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

刑法第 178 条 1 項 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

刑法第 178 条 2 項 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

➤ 現状と提言

3 年前の刑法改正により、客体が、旧強姦罪の「女子」から「者」に拡大され、性別にかかわらず被害者になり得ることが法的に認められた。その点については大きな進歩であったと思う。

男性の性暴力被害の実態については、まだまだ社会的認知が低いのが現状であるが、1. で触れたように、男性の性暴力被害は存在するし、被害はその後の人生に長期間にわたって深刻な影響を及ぼす。

男性の性暴力にまつわるレイプ神話の中に、「男性は性的被害に遭いそうになっても抵抗できるはずである」「抵抗しない男性は、その行為を望んでいる」というものがあるが、実際はそうではない。同意もないまま、性的な言動を向けられたり、性的に自身が脅かされるような状況に陥ると、性別に関係なく驚愕や恐怖で体が固まる（フリーズ）ことが起こる。成人女性から性器を触られた少年は「恐怖で体が麻痺したように感じていた」（Nyman & Svensson, 1995）と表現している。イギリスの調査でも、性暴力を受けた男性の 87% が被害時に恐怖で凍り付いたり、無力感や従わざるを得ない感じを感じたと答えている（Walker et al., 2005）。また、同調査によれば、被害のなかで暴力を振るわれた割合は 27.5%、凶器を使われた割合は 10% であり、それ以外の 62.5% は暴力を振るわれたわけではないことが明らかになった。

2017 年に改正されたスウェーデンの性犯罪の法律に、性的行為における自発的関与があ

ると認定することは許されない場合として、「無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合」と記されているが（以下参照）、男性の場合でも、酩酊、睡眠時の不意打ちや、薬物を混入されること、あるいは様々な障害の影響により暴行や脅迫がなくても加害者に抵抗しづらい状況は十分存在する。

また、教員と学生・生徒、職場の上司と部下、部活の先輩と後輩など、加害者側が被害者よりも立場が上であり、双方が所属するコミュニティから抜け出すことが難しい場合、暴行や脅迫がなくても加害者の要求を断ることは難しいことも多い。先ほどあげたスウェーデンの法律には、「相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合」も罪に問われるという規定があるが、例えば介護者と介護される側、医療者と患者など、相手に依存せざるを得ない状況においても、性別に関係なく性暴力は存在する。（2018年～2019年にかけて起こった、神戸市の精神科病院「神出病院」の事件など。）

上記のような立場の違いだけでなく、（性別を問わず）二者間に関係性があり、何かしらの形で徐々に心理的に追い詰められることで、望まない性的行為を強要されたり、性的言動を防げないこともある。

このように、男性でも、暴行脅迫がなくても性暴力被害に遭うことは多くある。強制性交等罪や強制わいせつ罪から暴行脅迫要件を撤廃することで、救済される被害者は確実に増えるであろうし、少なくとも国家として、暴行脅迫を伴わないものも性暴力である、ということを示すことで、被害者にとっても自身の体験をより定義しやすくなるのではないかと考える。

スウェーデン 2017年改正法

刑法第 1 条 自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として 2 年以上 6 年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。以下の場合、自発的関与があると認定することは許されない。

1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合
2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合
3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合

暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を 4 年以下の拘禁刑に処する。

現状では、加害者と被害者の関係性の中で性行為についての明らかな拒否ができなかったり、先述のような酩酊や睡眠、疾患や障害の影響で自分の意思を行為の前に表明できなかった場合、合意がなかったことを証明しなければならないが、合意の有無が争われた場合、証明するプロセスにおける被害者の負担は相当に大きい。男性の性暴力被害においても、物的な証拠が残りやすく、他に目撃者がいない状況で起こることがほとんどである。被害者は事件当時のことを必死に思い出し、供述として示していくしかないが、このことは被害者に大変な負担を強いることでもある。上記のスウェーデンの改正法のように、自発的な同意のない性的行為は性犯罪である、ということを含め、被害者の自発的な参加がなかったことの証明で足りるように形を変えていく必要がある。

3-2 地位関係を利用した性犯罪の処罰

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」(平成 29 年度)によると、無理やり性交等された被害経験を持つ男性は 1.5%であり、加害者との関係では、「交際相手・元交際相手」が 17.4%、「配偶者(事実婚や別居中を含む)・元配偶者(事実婚を解消した者を含む)」、「職場・アルバイト先の関係者(上司、同僚、部下、取引先の相手など)」、「通っていた(いる)学校・大学の関係者(教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)」、「生活していた(いる)施設の関係者(指導者、先輩、仲間など)」が各 8.7%であり、多くは加害者と何らかの関係がある中で被害を受けていると考えられる。

上記の 3-1 にも強く関連することであるが、男性の性暴力被害も、女性(加害者の約 75%は顔見知り)と同じく、関係性のある人間との間で起こっているものが半数以上である。

前回の刑法改正では、監護者の地位利用の場合のみを処罰対象としたが、その他の地位利用による性犯罪が除外された。しかし、加害者と被害者の支配・従属関係が形成されやすい類型の地位利用による性犯罪は男性被害者にも多い印象がある。現時点で、男性の性暴力被害者と加害者の地位関係まで分かるようなデータは見当たらないが、上記の内閣府の調査に加え、「若者の性」白書(2013)でも、性的誘惑や性的行為の強要を行った人物は、「知らない人」より「友人」「知り合い」が圧倒的に多いという調査結果が示された。加害者と被害者の間に支配・従属関係が存在するような場合、被害を申告することで、その後の社会生活を続けられない恐れも出てくる。それゆえ、被害を申告しにくく、被害が潜在化し、長期化・深刻化することが大いにある。

韓国の法律では、地位関係性を利用した性犯罪について、以下のような条文がある。

第 303 条(業務上威力等による姦淫)

1 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、5 年以下の懲役又は 1500 万ウォン以下の罰金に処する。

2 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役に処する。

また、特例法として、親族関係の人によるレイプや強制わいせつ、あるいは障がい者に対するレイプは、加重刑罰を受けることになっている。

男性の性暴力被害の実態から考えても、日本においても、支配・従属関係が形成されやすい地位関係を類型化し、抗拒不能状態に陥らされて性暴力被害を受けた場合の処罰規定を創設することを提言する。

3-3 性交同意年齢の引き上げ

現行刑法では、13歳以上の者に対して、暴行脅迫がなければ強制性交等罪・強制わいせつ罪として成立しない。これは、13歳以上の者は、性的な働きかけをされた場合、それ自体の意味や、その行為が自身や双方の身体や関係性に及ぼす影響を理解した上で、同意することを選択できる、という前提で作られている条文であると思う。

しかし、13歳というのは中学1年生～2年生に当たる年齢であり、現在の日本においては、義務教育においてその年齢に達するまでに十分な性教育が行われているとは言えない。自分で性的決定を行えるためには、妊娠や性感染症、射精や勃起などの身体的な知識はもちろん、性的な行為を二者間で行う際には双方の自発的な同意が必要であることや、性的な侵害は心身に大きなダメージを与えること等の知識と意識が必須である。

現状としては、我が国において十分な性教育が行われているとは言えず、上記のような内容についての十分な知識を持たない中学生も多い。調査によると、男性が初めて自慰や射精をする年齢は11歳～14歳がピークであるが（表3参照）、小学校高学年～中学生というのは、そのように自身の性に出会い、戸惑いながら探索を始める年代でもある。そのような時期に、たとえば部活の先輩－後輩の関係性の中で性器を触る・触らせるとことや、性器を舐める・舐められる、自慰行為をさせられるなどの性的な関わり（いじめの一部であることも多い、1-3・3-2参照）が存在する。特にこのような行為が初めてであった場合、された側はその行為が何であるのか定義できず、大きな混乱を抱えることとなる。また、先輩－後輩という立場がある中で行われると、表立って抵抗できなかつたり、逃げられなかつたりして、自尊心の大きな傷つきを負うことが考えられる。

自身の中で、上記の行為の意味がつかめず混乱の中にいると、苦しい思いをしていても誰かに相談することができない。自身の受けた行為を「被害」と捉えることすら難しい。そうすると、自尊心の大きな傷つきや混乱、怒りなどを一人で抱えたままその後の人生を歩むことになり、精神的なダメージも大きい。

このことから、男性の性暴力被害の現状から鑑みても、性的同意年齢の引き上げを提案す

る。この刑法改正の議論が広く社会に周知され、義務教育内で十分な性教育が行われることを強く望むとともに、その前提がかなえられるならば、これまでの国内での議論を踏まえて、せめて義務教育終了後とすることが妥当ではないかと考える。

3-4 子どもに対する犯罪に対しての加重処罰の設定

現行刑法においては、18歳未満の者に対する、監護者による性交について、所定の要件を満たす場合には、同意の有無を問わず強制性交等罪と同様に処するものとしている。このように、加害者が監護者である場合は、同意の有無を問わずに罪に問うことができるが、そうではない場合は、子どもに対する性犯罪への加重処罰は設定されていない。

女兒に対する性的虐待も、もちろんそのことがその後の人生に与える影響は甚大であるが、男児に対する性的虐待も、重大な影響を及ぼす。男児の性虐待被害者は、女兒以上に自分の被害体験を相談できずにいて、相談できないなかで、(加害者が男性の場合)自分は同性愛者になったのではないか、というセクシュアリティの混乱が生じたり、他の様々な症状や行動を引き起こす(森田, 2008)。性的虐待を受けた少年たちは、学校生活への不適応、摂食障害、肥満、頭痛、下痢、漠然とした身体痛、チック、不眠症、悪夢、フラッシュバック、攻撃衝動、自傷、自殺企図、性的行動における問題、学習障害、強迫的マスターベーション、解離性障害、不安感、様々な依存行動などの症状を示す(Frederich, 2010; Gartner, 1995; Svensson, 1998)。また、Svensson(1998)の報告によれば、10%が女性から虐待を受けていた。加害者が女性の場合、男児が受けた被害を「被害」と受け止めることは一層難しく、被害者は自分の本当の感情を否認し抑圧しなければいけない(森田, 2008)。

子どもにおいても、男児への性的虐待は女兒への性的虐待よりも認知度が低いですが、上記のような複雑かつ多岐にわたる影響を長期にわたって及ぼす。男児への性的虐待の実態を鑑みても、子どもに対する犯罪に対して加重処罰を設定することは、相当なことであり、また、虐待の予防にもなり得る。「子どもへの性的虐待を許さない」という国家としてのメッセージを伝えることにもなると考える。

3-5 司法関係者、警察関係者の「研修」に男性の性暴力被害を含めること

前述の「男女間における暴力に関する調査」(内閣府, 平成29年度)によると、無理やり性交等された被害経験のある男性のうち、相談しなかったと回答したのは39.1%であった(無回答が17.4%)。相談しない理由では、「どこ(だれ)に相談してよいのか分からなかったから」と答えた割合が44.4%と、様々な理由の中で一番多かった。これは、女性の「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(55.4%)が理由として一番多かったことと比べると対照的である。宮崎(2019)の調査では、被害を開示していない人は半数ほどおり、30%の被害当事者が社会の認知が必要であると考えていた。また、相談環境を求めている人は全体の

44%で、必要な支援が届いていないことが伺えた。男性の性暴力被害については、1. で挙げたようなレイプ神話の存在然り、まだまだ社会全体に認知されておらず、偏見もある。そのため、男性が被害を受けても、自身で被害として認知しにくかったり、認知してもどこに相談すればよいのか分からなかったりする。そして、相談したとしても、警察や司法関係者、医療関係者やワンストップ相談センターの支援員の理解が薄いと、二次被害を受ける恐れもある。また、立件を視野に入れた捜査や聴取がなされる際、男性の性暴力被害者が置かれる状況や被害者の心理状態などについての理解がなければ、正しい事実認定が期待できない。

前回の法改正の際に、刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・参議院法務委員会)が採択された。その中で「抗拒不能」の認定について、心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進すること、また、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うことが定められている。今回の刑法改正の検討を機に、男性の性暴力被害についても、さらなる調査研究の推進と、研修の充実をはかっていただきたく思う。

4. 男性の性暴力被害をめぐる諸外国の状況

デンマーク

1999年、デンマークの法務省と保健省は、性的暴力の被害者に対する医学的、法的、心理的支援を改善するための、性的暴力の被害者に対する総合的かつ学際的なアプローチの国家モデルに合意した。これにより、デンマーク全土に性的暴力の被害者のための8つのセンターが開設され、2000年にコペンハーゲンのセンターが開設された。このセンターでは両性を対象として、24時間の無料サービス提供をおこなっている。ここでの調査から、男性は女性よりドラッグレイプの被害者である危険性が高く、警察に暴行を報告しようとしていなかったことが分かった。センターで調査した研究者は、男性に対する性的暴行はゲイコミュニティに限定された問題ではなく、男性被害者が前向きに進んで、偏見なく医学的および心理的援助を受けることができ、安心できる環境を確立する必要があることを指摘している(Larsen & Hilden, 2016)。

イギリス

男性がレイプ被害の主体となったのはThe Criminal Justice and Public Order Act (1994)であり、そこでは、「膣若しくは肛門へのペニスの挿入」がレイプであると規定された。それ以前は、肛門へのペニスの挿入は「buggery (男色)」の罪とされレイプではなかった(Javaid, 2014)。その後、Sexual Offences Act (2003)で法改正が行われ男性がレイプ罪の被害者と位置付けられたが、加害者は陰茎をもつ生物学的男性に限定されていると

考えられており、法律上男性の強要された挿入被害が明らかにされないなどの問題があると指摘されている (Waere, 2018)。

アメリカ

合衆国の法的な状況をレビューした Berkseth et al. (2017)によれば、すべての州とコロンビア特別区は、レイプと性的暴行の定義を拡大しており、現在、ほとんどの場合、肛門と口腔への挿入が含まれており、多くが男性の性器だけでなく、他の挿入物の挿入を認めている。一部の州では、男性の性器以外の挿入はレイプに該当しない場合があり、このような状況に対して、彼らの被害を認めない法律は、男性はレイプされないという固定観念を強化するかもしれないと指摘されている。

スウェーデン

スウェーデンの法律は陰茎の挿入以外の性的な挿入を想定しており、また、性交と同等と認められる行為もレイプ 罪の範囲にあたる行為とされている。ヨーロッパ諸国の中でもスウェーデンは、男性の性暴力被害の対応が進んでいるようであり、たとえば、1990年には男児の性暴力被害者の治療機関「ボーイズクリニック」が開設され、2015年にはストックホルムに男性の性暴力被害者の救急部門が開設されている。
(<https://www.thelocal.se/20151015/sweden-opens-worlds-first-male-rape-centre>)。

以上のように、男性の被害が司法上適切に扱われていると、支援機関も増えていくようである。関係機関への研修などによる男性被害の理解がすすむことで、男性が被害を訴える安心感や支援を求められるようになると考えられる。

引用文献

- Berkseth, L., Meany, K., & Zisa, M. (2017). Rape and sexual assault. *Georgetown Journal of Gender and the Law*, 18(3), 743-814.
- Black, M.C., Basile, K.C., Breiding, M.J., Smith, S.G., Walters, M.L., Merrick, M.T., Chen, J., & Stevens, M.R. (2011). *The National Intimate Partner and Sexual Violence Survey (NISVS): 2010 Summary Report*. Atlanta, GA: National Center for Injury Prevention and Control, Centers for Disease Control and Prevention. Available at:

- www.cdc.gov/violenceprevention/pdf/nisvs_report2010-a.pdf)
- Coxell, A. W., & King, M. B. (1996). Male victims of rape and sexual abuse. *Sexual and Marital Therapy*, 11, 297-308.
- Coxell, A. W., & King, M. B. (2010). Adult male rape and sexual assault: prevalence, re-victimisation and the tonic immobility response. *Sexual and Relationship Therapy*, 25(4), 372-379.
- Davies, M., Walker, J., Archer, J., & Pollard, P. (2010). A comparative study of long-term psychological functioning in male survivors of stranger and acquaintance rape.
- Frederick, J. (2010). SEXUAL ABUSE AND EXPLOITATION OF BOYS IN SOUTH ASIA A REVIEW OF RESEARCH FINDINGS, LEGISLATION, POLICY AND PROGRAMME RESPONSES. IWP-2010-02, UNICEF Innocenti Research Centre.
- Gartner, R. B. (1999). *Betrayed as boys*. 宮地尚子, 井筒節, 岩崎直子, 堤敦朗, 村瀬健介訳 (2005). 少年への性的虐待—男性被害者の心的外傷と精神分析治療.
- Groth, A. N., & Birnbaum, J. J. (1979). *MEN WHO RAPE The Psychology of the Offender*. New York; Basic Books.
- Hidaka, Y., Operario, D., Tsuji, H., Takenaka, M., Kimura, H., Kamakura, M., & Ichikawa, S. (2014). Prevalence of Sexual Victimization and Correlates of Forced Sex in Japanese Men Who Have Sex with Men. *PLoS ONE*, 9(5), 1-6. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0095675>
- 法務省刑事局. (2019). 刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果. Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/001314450.pdf> (May 30, 2020)
- 法務総合研究所. (2020). 第5回犯罪被害実態(暗数)調査—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—
- 法務省(性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ). (2020) 性暴力救援センター・日赤なごやなごみ視察・ヒアリングの概要. Retrieved from http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00030.html (May 30, 2020)
- Human Rights Now. (2018). 性犯罪に関する各国制度調査報告書.
- 岩崎 直子. (2009). 男児/男性の受ける性的行為に関する意識調査」 小児の精神と神経 49(4), 355-362.
- 岩田千亜紀・中野 宏美. (2019). 発達障害者への性暴力の実態に関する調査. 東洋大学社会

- 学部紀要, 56(2), 23-27.
- 警察庁. 平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書 (平成30年3月). Retrieved from <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html#011> (May 30, 2020)
- 小西吉呂, 名嘉幸一, 和氣則江, & 石津宏. (2000). 大学生の性被害に関する調査報告-警察への通報および求められる援助の分析を中心に-. *こころの健康*, 2, 62.
- Khan, N. (2008). *Male rape : the emergence of a social and legal issue*. New York; Palgrave Macmillan.
- Larsen, M., & Hilden, M. (2016). Male victims of sexual assault; 10 years' experience from a Danish Assault Center. *Journal of Forensic and Legal Medicine*, 43, 8-11.
- MATSUMOTO, T., & IMAMURA, F. (2007). Association between childhood attention-deficit-hyperactivity symptoms and adulthood dissociation in male inmates: Preliminary report. *Psychiatry and Clinical Neurosciences* (Carlton. Print), 61(4), 444-446.
- Marsil, D.F. and McNamara, C. (2016). An examination of the disparity between self-identified versus legally identified rape victimization: A pilot study. *JOURNAL OF AMERICAN COLLEGE HEALTH*, 64(5), 416-420.
- Mezey, G. & King, M. (2000). Treatment of male victims of sexual assault. Mezey, G. & King, M. (edit) *Male Victims of Sexual Assault*. 2nd ed. Oxford; Oxford University press, pp. 141-156
- Mezey, G., & King, M. (1989). The effects of sexual assault on men: a survey of 22 victims. *Psychological Medicine*, 19, 205-209.
- 宮城由江, & 中嶋一成. (1999). 心への侵入. 性的虐待と性暴力の告発から. 本の時遊社.
- 宮脇 (吉本) かおり (2013). 同性を対象とした年少者わいせつ犯の特徴について. *犯罪心理学研究* 51, 特別号:. 162-163.
- 宮崎浩一. (2019). 男性の性的被害と回復の諸相— 援助要請の観点から混合研究法を用いて検討する— (Unpublished master`s thesis), (立命館大学, 京都)
- 森田ゆり (2008). 子どもへの性的虐待. 岩波新書. pp86-90.
- Myers, M. F. (1989). *Men sexually assaulted as adults and sexually abused as boys*.

- Archives of Sexual Behavior, 18, 205-209.
- 内閣府. (2020). 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センターを対象とした支援状況等調査. Retrieved from http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_houkoku.pdf (May 30, 2020)
- 内閣府男女共同参画局. (2018). 「若年層における性的な暴力に係る相談・支援 の在り方に関する調査研究事業」報告書 . Retrieved from http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf (May 30, 2020)
- 内閣府男女共同参画局. (2018) 男女間における暴力に関する調査 報告書
- 中嶋一成・宮城由江. (1999). 心への侵入：性的虐待と性暴力の告発から 本の時遊社
- 日本性教育協会. (2013). 「若者の性」白書第7回 青少年の性行動全国調査報告書. 青少年の性行動全国調査報告. 小学館.
- 日本性教育協会. (2019). 「若者の性」白書第8回 青少年の性行動全国調査報告書. 青少年の性行動全国調査報告. 小学館.
- 野坂 祐子(研究代表). (2004). 高校生の性暴力被害実態調査委託調査報告書. 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 . Retrieved from <http://www.awf.or.jp/pdf/0161.pdf> (May 30, 2020)
- Nyman, A., Svensson, B. (1995). *boys: sexual abuse and treatment*. Tonnheim Literary Agency, Sweden. 太田美幸 (訳). 性的虐待を受けた少年たち ボーイズ・クリニックの治療記録. 新評論.
- Smith, S.G., & Breiding, M.J. (2011). Chronic disease and health behaviours linked to experiences of non-consensual sex among women and men. *Public Health*, 125(9), 653-659.
- Sorenson, S.B., & Siegel, J.M. (1992). Gender, Ethnicity, and Sexual Assault: Findings from a Los Angeles Study. *Journal of Social Issues*, 48(1), 93-104.
- Struckman-Johnson, C., & Struckman-Johnson, D. (1992). Acceptance of male rape myths among college men and women. *Sex Roles*, 27(3-4), 85-100.
- Svensson, B. (1998). *101 Boys. A study of sexual abuse*, Save the Children Sweden, Stockholm.
- Tewksbury, R. (2007). Effects of Sexual Assaults on Men: Physical, Mental and

- Sexual Consequences. *International Journal of Men's Health*, 6 (1), 22-35.
- Tolin, D. F., & Foa, E. B. (2006). Sex differences in trauma and posttraumatic stress disorder: A quantitative review of 25 years of research. *Psychological Bulletin*, 132(6), 959-992.
- Turchik, J. A., & Edwards, K. M. (2012). Myths about male rape: A literature review. *Psychology of Men & Masculinity*, 13(2), 211-226.
- Turchik, J. (2012). Sexual Victimization Among Male College Students: Assault Severity, Sexual Functioning, and Health Risk Behaviors. *Psychology of men & masculinity*, 13(3), 243-255.
- 内山 絢子, 及川 里子, & 加門 博子. (1998). 高校生・大学生の性被害の経験. *科学警察研究所報告. 防犯少年編 / 科学警察研究所 編*, 1, 32-43.
- Walby, S., & Allen, J. (2004). Domestic violence, sexual assault and stalking: Findings from the British Crime Survey. Home Office Research Stud 276. Retrieved from <http://nomsintranet.org.uk/roh/official-documents/HomeOfficeResearchStudy276.pdf> (June10, 2020)
- Walker, J. (2004). A STUDY OF MALE RAPE SURVIVORS (doctoral dissertation) University Of Central Lancashire, United Kingdom
- Walker, J., Archer, J., & Davies, M (2005). Effects of Rape on Men: A Descriptive Analysis *Archives of Sexual Behavior*. 34(1), 69-80.

表1 男性の性的被害統計調査（概略）

| 調査・論文名及び調査時期 | 調査対象 | 対象の数（合計） | 項目概要 | |
|--|---|----------|-----------------------------|--|
| | | | 項目 | 概要 |
| 警察庁 「平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」 平成30年1月19（金）～28日（日） | 一般生活者を対象に、インターネット上に公開した調査票に既存のモニターがアクセスして回答するインターネット調査（Web調査）によって実施 | 1,696 | 痴漢、無理やりに性交等 | 痴漢等被害の有効回答数100の内、女性が97.0%、男性が3%。無理やりにされた性交等の有効回答数69の内女性が87.0%、男性が13% |
| 内閣府男女共同参画局 「『若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業』報告書」 平成29年8月～平成30年3月 | 若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている支援団体 | — | — | 14団体が選定した事例(構成事例を含む。)268件のうち、相談者の性別が確認できた事例(248件)については、女性が243件、男性が5件 |
| 法務総合研究所 「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」 平成31年1月26日～同年2月末日 | 全国から16歳以上の男女 | 3709 | 性的な被害 | 男性5、女性30がありと回答 |
| 内閣府男女共同参画局 「男女間における暴力に関する調査」 平成29年12月 | 全国20歳以上の男女 | 3376 | 無理やりに性交等された被害経験の有無 | 被害経験のある女性は7.8%、男性は1.5% |
| 内閣府 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」 令和元年6月1日から8月31日 | 全国49か所のセンターにおいて対応した相談 | — | 電話相談と面談の男女割合 | 女性の被害者が電話相談で87.7%、面談で97.8% 男性の被害者は、電話相談で10.4%、面談で2.2% |
| 法務省 「年刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果等」 平成29年7月13日～令和元年12月31日 | 事件 | — | 強制的性交等罪で男性が被害者である事件の起訴人員、件数 | 人員28名、件数29件 内、22名が強制的性交等罪、7名が準強制的性交等罪で全て有罪となる。 |
| 法務省 「性暴力救援センター・日赤なごやなごみ視察・ヒアリングの概要」 2016年1月5日～2019年12月31日 | 新規利用者 | 973 | — | 全体の新規利用者の内6.7%が男性 18歳未満の新規利用者の内7%が男性 |
| 岩田（2019） 「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」 2018年3月1日から31日 | 対象者は、18歳以上の発達障害と診断された男女、または発達障害が疑われる男女である。 | 32 | 性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答 | 女性は21名中18名（85.7%）、男性は10名中4名（40.0%）、その他1名 |

| 調査・論文名及び調査時期 | 調査対象 | 対象の数（合計） | 項目概要 | |
|---|------------------------------|----------|---|--|
| | | | 項目 | 概要 |
| 岩崎（2007） 「男児/男性の受ける性被害についての『レイプ神話』に関する大学生意識調査」 2002年4月－7月 | 大学生男女 | 341 | ①性的な言葉を言われる/性的な話をされる ②下着を脱いでみせるよう強要される/脱がされる ③無理やりお尻、胸、背中など身体を触られる ④無理やり性器を触られる ⑤自慰（マスターベーション）を試みるよう強要される ⑥したくないのに性交される/させられる（未遂を含む） | （「①言葉」以外の）何らかの経験 男：あり 23人 31.5% 女：あり 94人 60.6% |
| 小西ほか（2000） 「大学生の性被害に関する調査報告」 1999年10月～11月 | 沖縄県内の5大学および2短期大学に在籍する学生 | 1072 | 「ペチャパイ」「ボイン」などからかわれたり、性的な話題を強要されたりしたことがある 性器をわざとみせられたことがある 無理やりお尻、胸、背中などからだを触られる 無理やり抱きつかれたことがある 無理やりキスされたことがある 無理やり性器をさわられたことがある したくないのに性交されそうになったことがある したくないのに性交されたことがある 同性愛を強要されたことがある | したくないのに性交されたことがある 男：1人 0.3% 女：26人 3.2% |
| 内山ほか（1998） 「高校生・大学生の性被害の経験」 1996年7月～同年12月 | 首都圏の高校・短期大学・大学に在籍している男女学生・生徒 | 1239 | 犯罪的行為12項目 セクハラ行為10項目 その他4項目 | 強姦され（そうになった）た 男：3人 0.5% 女：28人 4.1% |
| 宮城ほか 「心への侵入 性的虐待と性暴力の告発から」 1998年11月末～同年12月末 | 沖縄県内6大学学生 | 746 | 言葉で性的な嫌がらせを受けた 無理やりお尻、胸、背中などを触られた 無理やり抱きつかれた 無理やりキスされたこと 性器をわざと見せられた 無理やり性器を触られた したくないのに、性交されそうになった したくないのに、性交された | したくないのに、性交された 男：2人 0.7% 女：19人 3.8% |
| 野坂（研究代表）財団法人女性のためのアジア平和国民基金 「高校生の性暴力被害実態調査」 2003年11月6日－12月18日 | 高校生（東京及び九州地域） | 2346 | あなたの体について、からかわれたり、いやらしいことを言われたことがありますか 相手の裸や性器を、わざと見せられたことがありますか 無理やり、体を触られたり、抱きつかれたことがありますか 無理やり、セックスをされそうになったことがありますか 無理やり、セックスをされたことがありますか 携帯電話や、出会い系サイト、インターネットで 性的にいやな体験をしたことがありますか | 無理やり、セックスをされたことがありますか 男：13人 1.4% 女：78人 5.3% |

| 調査・論文名及び調査時期 | 調査対象 | 対象の数（合計） | 項目概要 | |
|--|---|----------|--|--|
| | | | 項目 | 概要 |
| Hidaka et al (2014) 「Prevalence of Sexual Victimization and Correlates of Forced Sex in Japanese Men Who Have Sex with Men」 2005.8.11-2005.11.30 | MSM男性 | 5731 | 服を脱がされた 卑猥な言葉でからかわれた 無理やりキスをされた 身体（性器、胸、お尻）に触れられた 性器に触るよう強要された 膣性交を強要された オーラルセックスを強要された アナルセックスを強要された その他 いずれかの強要されたセックス（膣、オーラル、アナル） いずれかの性被害（上記のいずれか） | いずれかの強要されたセックス（膣、オーラル、アナル） 男：500人 8.7% 女：－ |
| Matsumoto & Imamura(2007) 「Association between childhoodattention-deficit-hyperactivity symptoms and adulthooddissociation in male inmates: Preliminary report」 2002年5月～2003年10月 | 男性受刑者 | 799 | 子供の頃にレイプや激しいセクシュアルハラスメントなどの性的虐待の被害を受けたことがありますか。 | 男：94人 11.7% 女：－ |
| 日本性教育協会 「若者の性白書（第8回）」 2017年6～12月 | 中学生～大学生 | 12925 | 身体をじろじろ見られた 言葉などで性的なからかいを受けた 電車の中などで身体をさわられた 相手の裸や性器などを見せられた 性的な誘惑を受けた 望まない性的な行為をさせられた どれも受けたことがない DK.NA | 高校生男子の約12%が何らかの性的被害を受けている。 大学生男子の約21%が何らかの性的被害を受けている。 |
| 宮脇（2013） 「同性を対象とした年少者わいせつ犯の特徴について」 2012年まで | 某5府県で検挙された男性わいせつ犯のうち、犯行対象に男性の年少者（幼児・小学生）が含まれるもの | 89 | 加害者の行為から、性的行為、暴力的行為、犯行場所など28項目 | 口淫をさせる・要求する 全体の23.6% 肛門への挿入 全体の13.5% |

表2 神話的理解と事実

| | | | 神話的理解 | 事実 |
|--------|-------------------------|---------------------|---|--|
| 性行為 | 身体反応 | | 被害を受けた男性に勃起・射精などの性的反応が起こったら、彼もその性的行為に同意していたといえる | 不同意であっても、身体反応は起こり得る |
| | 挿入関係 | 被害者が挿入される | 加害者はゲイ男性だろう | ペニスや身体の一部（舌など）、また物を挿入されることがある。 |
| | | 被害者が挿入させられる | 性的反応が起きているのは同意していたのだろう | 恐怖などで勃起することもあり、無理やり挿入させられることもある。 |
| 加害者属性 | 加害者の性指向 | 異性愛 | 好みの男だったんだろう。（女性限定） | 性欲や性指向の問題ではない |
| | | 非異性愛 | 同性愛者で性欲を抑えられなかったのだろう（男性限定） | |
| | 年齢 | 年上 | 年齢差があって、被害者は抵抗できないのだろう。 | 年齢差がある場合も、同年齢の場合もある。 |
| | | 同年代 | | |
| 年下 | | | | |
| 性別 | 男 | 同性愛だろう | 性別に関わらず加害行為をする | |
| | 女 | 女性が性的な加害行為をするはずがない。 | | |
| 被害者属性 | 被害者の性指向 | 非異性愛 | 同性愛者だから被害を受けたんだ | 無関係 ・被害者の性指向が被害を生じさせることはない。 ・加害行為で性指向は変えられない |
| | | 異性愛 | 性的な被害を受けることでその男性はその後ゲイになる | |
| | 男性性 | | 性的な被害を受ける男性は、男らしさに問題がある | 男らしさと被害は無関係 |
| | | | 男性が性被害に遭うはずがない。 | 被害に遭う |
| | | 被害者の外見・印象 | 女性的・弱い | 無関係 |
| | | 暴行・脅迫への抵抗 | もし暴力行為が伴わなければ、男性は性的被害に遭いそうになっても抵抗できるはずである | 凍りついてしまうことが、しばしばある |
| | | | 性的被害に遭いそうになっても抵抗しない男性は、その行為を望んでいる | 望んでいない脅威に対する反応には、動けなくなることもある。 |
| | | 被害開示 | 弱みを見せるのは男らしくない | 被害認知もしがたく、しばしば困難 |
| 被害後の影響 | 耐えられるのが男らしい男は精神的に傷つかない。 | 大きな傷つきや混乱を抱えることがある。 | | |

(宮崎・西岡 作成)

表3 男性の自慰・射精の初体験年齢の割合

| 年齢 | 初めて自慰を経験したのは、何歳のときでしたか。 | | | 初めて射精があったのは、何歳でしたか。 | | |
|-----------|-------------------------|------|------|---------------------|------|------|
| | 中学 | 高校 | 大学 | 中学 | 高校 | 大学 |
| 3 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | - | - | - |
| 4 | 0 | 0.1 | 0.1 | - | - | - |
| 5 | 0.2 | 0.1 | 0.3 | 0 | 0 | 0.1 |
| 6 | 0.2 | 0.4 | 0.3 | 0 | 0.1 | 0.1 |
| 7 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.1 |
| 8 | 1 | 0.6 | 0.5 | 0.7 | 0.3 | 0.2 |
| 9 | 1.5 | 1 | 1.1 | 0.7 | 0.7 | 1.1 |
| 10 | 5.8 | 4 | 5.4 | 4.8 | 3.1 | 4.6 |
| 11 | 12 | 4.3 | 5.4 | 11 | 4.8 | 5.9 |
| 12 | 28.9 | 14 | 16.6 | 30.9 | 13.9 | 17.5 |
| 13 | 25.1 | 22.4 | 21.5 | 28.3 | 22.5 | 21.5 |
| 14 | 13.7 | 24.4 | 18 | 10.9 | 24.5 | 17.5 |
| 15 | 1.4 | 12.4 | 12.5 | 0.9 | 11.5 | 12.6 |
| 16 | - | 2.4 | 5.6 | - | 2.4 | 4.7 |
| 17 | - | 0.1 | 1.7 | - | 0.4 | 1.3 |
| 18 | - | 0.1 | 1.3 | - | 0 | 0.9 |
| 19 | - | 0 | 0.2 | - | 0 | 0.2 |
| 20 | - | - | 0.1 | - | - | 0.2 |
| 21 | - | - | 0.1 | - | - | 0.2 |
| 22 | - | - | 0.0 | - | - | - |
| DK. NA | 9.3 | 13 | 8.8 | 11.4 | 15.5 | 11.4 |

